

令和6年3月第3回本山町議会定例会会議録

1. 招集年月日及び場所

令和6年3月14日(木)

本山町議会議事室

2. 応招議員

1番	澤田 康雄	2番	川村 太志	3番	永野 栄一
4番	松繁 美和	5番	白石 伸一	6番	上地 信男
7番	中山 百合	8番	大石 教政	9番	吉川 裕三
10番	岩本 誠生				

3. 不応招議員

4. 出席議員

応招議員と同じ

5. 欠席議員

不応招議員と同じ

6. 職務のため議場に出席した事務局員の職氏名

主監 上村 有美

主監 稲本 奈那(代理)

7. 地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町長 澤田 和廣 副町長 高橋 清人 教育長 大西 千之
総務課長 田岡 学 住民生活課長 大石 博史 政策企画課長 中西 一洋
まちづくり推進課長 田岡 明 建設課長 前田 幸二 健康福祉課長 澤田 直弘
病院事務長 佐古田 敦子

8. 議事日程

日程第 1.	議案第 6号	本山町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について
日程第 2.	議案第 7号	本山町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について
日程第 3.	議案第 8号	本山町水道給水条例の一部を改正する条例
日程第 4.	議案第 9号	本山町水道料金審議会条例の一部を改正する条例
日程第 5.	議案第10号	本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例
日程第 6.	議案第11号	本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する

条例

- 日程第 7. 議案第 12 号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 8. 議案第 13 号 本山町出産祝金に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 9. 議案第 14 号 本山町介護保険条例の一部を改正する条例
- 日程第 10. 議案第 15 号 本山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例
- 日程第 11. 議案第 16 号 本山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例
- 日程第 12. 議案第 17 号 本山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 13. 議案第 18 号 本山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 14. 議案第 19 号 本山町コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 15. 議案第 20 号 本山町立保育所条例の一部を改正する条例
- 日程第 16. 議案第 21 号 本山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例
- 日程第 17. 議案第 22 号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 18. 議案第 23 号 本山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 19. 議案第 24 号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例
- 日程第 20. 議案第 25 号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例
- 日程第 21. 議案第 26 号 令和 5 年度本山町一般会計補正予算（第 8 号）
- 日程第 22. 議案第 27 号 令和 5 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 23. 議案第 28 号 令和 5 年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）
- 日程第 24. 議案第 29 号 令和 5 年度本山町介護保険事業特別会計予算（第 4 号）
- 日程第 25. 議案第 30 号 令和 5 年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正

予算（第2号）

- 日程第26．議案第31号 令和5年度本山町病院事業会計補正予算（第3号）
日程第27．議案第32号 令和6年度本山町一般会計予算
日程第28．議案第33号 令和6年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算
日程第29．議案第34号 令和6年度本山町国民健康保険事業特別会計予算
日程第30．議案第35号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計予算
日程第31．議案第36号 令和6年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算
日程第32．議案第37号 令和6年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算
日程第33．議案第38号 令和6年度本山町病院事業会計予算
日程第34．議案第39号 令和6年度本山町簡易水道事業会計予算
日程第35．議案第40号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（瓜生野コミュニティセンター）
日程第36．議案第41号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（アウトドアヴィレッジもとやま）
日程第37．議案第42号 町道路線の変更について
日程第38．議案第43号 本山町地域公共交通計画の策定について
日程第39．議案第44号 本山町いきいきあんしん総合福祉計画の改定について
日程第40．議案第45号 本山町森林整備計画の改定について
日程第41．本山町選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙
日程第42．議員派遣の件
日程第43．議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件
日程第44．総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会、更新住宅建設事業等の調査特別委員会の閉会中の所掌事務調査・付託事件調査の件
追加日程第1．議案第46号 工事請負契約の変更について

開会 9：00

○議長（岩本誠生君）おはようございます。ただいまの出席議員は10名であります。定足数に達しておりますので、直ちに会議を開きます。

日程に入ります前に、町長より3月5日に提案理由の説明がありました議案第13号 本山町出産祝金に関する条例の一部を改正する条例について、訂正の申入れがありました。上程前でありますので、これを議長として許可をいたします。

これより資料を配ります。

暫時休憩します。

休憩 9 : 0 0

再開 9 : 0 1

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

お手元に議案第13号の議案が届いたと思いますが、これについては一応提案理由の説明が前に行われておりますけれども、訂正がありますので、これについて改めてこの時点で町長より提案理由の説明を求めたいと思います。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）町長より訂正に対する提案理由を改めていただきました。これについては、議事日程に従って審議をいただくことといたします。

それでは、お手元にお配りしました本日の日程をご覧いただきたいと思いますが、15日まで予定をしておりましたけれども、本日一応全てが終わるような日程にしております。皆さん方の議事進行にご協力をいただいて、5時を過ぎても全部済みたいというふうに考えておりますので、ご理解をいただきたいと思います。

それでは、議事日程に入ります。

~~~~~

日程第1．議案第6号 本山町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について

日程第2．議案第7号 本山町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について

日程第3．議案第8号 本山町水道給水条例の一部を改正する条例

日程第4．議案第9号 本山町水道料金審議会条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第1、議案第6号 本山町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、日程第2、議案第7号 本山町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定について、日程第3、議案第8号 本山町水道給水条例の一部を改正する条例、日程第4、議案第9号 本山町水道料金審議会条例の一部を改正する条例、以上、関連をいたしますので、4議案を一括議題といたします。

それでは、補足説明を許します。

前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより議案第6号から第9号までの質疑を許します。質疑はありますか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）第6号議案についてお尋ねいたします。

まず、その3条に書かれております給水人口でございますが、この給水人口の根拠とした、これ恐らく何年度の推定人口掛ける本町における水道の普及率を掛けて給水人口としていると思いますが、その根拠になるちょっと数式というか、何年度の人口を推定して、水道普及率が幾らで、この2,743という数字が出た、その根拠についてお教え願いたいのと、今後この本町が、昨日、一昨日からの一般質問の議論でも移住対策、人口増をしなければならないというふうな話が出ていますが、そういった場合に、大幅な例えば人口増減があった場合、これは条例をその都度改正していくのか、そのことについて1点お尋ねしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）水道の給水計画ですね、これ10年ごとに目標値を定めておりまして、今の最終値が2,743人となっております。10年ごとに算定をし直していくものであります。すみません、これ今何年度というのはちょっと調べてないので、また報告をさせていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）給水人口の普及率と推定、逆に言うと、これ2,743人と出ているので、現在の普及率から逆算して算出すると想定人口が出ると思うんですよ。次の先ほど課長が答弁していた1日最大給水量というのは、現在ある浄水場のリミットを見れば大体分かりますから、これは別に問題にしなくても、施設を改修しない限りはこれ以上の給水量は出ないということはもう推測できますので、人口のほうをお伺いいたしました。

○議長（岩本誠生君）前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）給水人口につきましては、統合簡水で再度認可をいただいたときに、10年間後の給水人口と1日最大給水量を積算をしておるものであります。これにオーバーをしないよう十分給水ができる設備があるということで、給水人口についてはこの2,743人が十分に供給できる数値を出しております。

実際の現在の数値ですが、令和4年度の数値でいきますと、給水戸数は1,646戸、平均になりますが1日平均給水量は1,910立方で年間の総給水量が69万7,147立方となっております。4年度末になりますけれども、これが実際の数字で、最大給水2,332立方となっておりますので、十分供給ができるということになります。

10年たちましたら現状、施設も変わってきますし、そういうものを勘案して、また新しい目標人口となりますけれども、それを示すようになります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）第6条の（4）収入伝票の発行に関する事務ということで、現在水道班が一応検針時の伝票を発行していると思うんですけれども、ここで言う収入伝票の発

行に関する事務というのは、例えば今やっている検針の収入の発行だと思うんですけども、その業務が会計管理者のほうに移るという意味なんですか、説明求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君）大石会計管理者。

○会計管理者（大石博史君） 移管されるものは、銀行に預け入れるとか、そういうふな公金事務であって、通常の料金を徴収するための納付書発行事務は、水道班のほうに残ります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）第3条に公共の福祉を増進するようにとありますが、水道引いてあって水道止めているか、住んでいるけれども水道が止まっているようなところもやっぱりあるんじゃないかとも思われますが、そういうふうなところの丁寧な対応、給水が止まっている等のところを何か把握してやられておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）質問者、直接この条例の制定とは関わりない。

○8番（大石教政君）公共の福祉を増進……

○議長（岩本誠生君）それは、条例に書いてある言葉の意味を言っているのであって、改正に対する質問ではない。

せっかくの質問でありますので、今後は出てこないと思いますけれども、答弁ができれば答弁を求めます。

前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）住んでいるけれども止まっているというのは、ちょっと想定があれですけども、例えばお住みになっていきますけれども、水道料の支払いが滞っていて約束の期間を守らない場合は、一時給水停止ということでメーターを止める、お支払いいただいたら開放する、そういうふうなところはありますけれども、住んでいるけれども止まっているというのは、ちょっと確認をしていないと思いますので、水道止まっている場合は、そういう滞納の処分で止めていることはあります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）今一括して議案も上程しておりますので、どの条例に対する質問かということを確認にして質問をしてください。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）これ公営企業会計になった場合に、会計業務の負担増等とか、公営企業会計になったらやりやすくなるということなのか。今の水道事業がどんなふうに捉えておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）その件については、公営企業に移行するというので、議会において説明を受けておると思うんですが、まだご理解をいただけてないということの質問です。

か。

○8番（大石教政君）はい。

○議長（岩本誠生君）そういうことですので、復習の意味も込めて、もう一度簡単に説明をしてあげてください。

前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君） どういうふうになるとかということになりますと、公営企業会計になって、今までの役場といいますか町の金庫の中から外れて、新たに出納業務をすることが発生すると。今までですと普通に支出命令を出して支払いをしてという流れですけども、会計が変わりますので、病院会計と同じような入出の割り振り、予算のつくり方が違ってきますので、そこは担当としても初めてのところですので、そこがちょっと上手にできるように研究しながらやらないかんといいところですよ。

その他、工事とか日々の水道施設の管理ということについては、ほぼ変わりはないと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）議案第7号の関係で、3条の資本剰余金は次に定める方法により処分することができる、この場合に処分の順序は、次の各号の順序とするというふうな形で定められておるんですが、仮に欠損金が資本金を超えるような想定はされてないんですか。もし資本金を超えるような場合があれば、町のほうで補助するというような形で理解しておってよろしいですか。

○議長（岩本誠生君）質問の趣旨、分かりましたかね。

高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）質問にお答えをいたします。

欠損金が資本金を超えることは考えられると思います。ですけども、やはり町民の命を守る水道事業でありますので、そのときには議会にも諮りながら、一般会計からの基準外の繰出し等も考慮していくことが考えられると思っております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

これより議案第6号から第9号の討論を行います。

討論のある方は発言を許します。討論はありますか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより採決を行います。各議案ごとに採決をすることになっておりますので、よろしくお願ひします。

まず、議案第6号 本山町簡易水道事業の設置等に関する条例の制定について、原案の

とおりに可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

議案第7号 本山町簡易水道事業の剰余金の処分等に関する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

議案第8号 本山町水道給水条例の一部を改正する条例を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

議案第9号 本山町水道料金審議会条例の一部を改正する条例について、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第6号、7号、8号、9号は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第5 議案第10号 本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第5、議案第10号 本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例について補足説明を求めます。

住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより議案第10号 本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

続いて、議案第10号に対する討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第10号 本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第10号 本山町税賦課徴収条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 6．議案第 1 1 号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）続いて、議案第 1 1 号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

総務課長。

○総務課長（田岡 学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより議案第 1 1 号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の質疑を許します。

質疑はありませんか。

8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政君）育児休業の取得率が、大体皆職員は取るのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）答弁を求めます。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡 学君）育児に必要な休暇の申請がありましたら、取得をするようにしております。昨今の働き方改革によりまして、男性職員でも育児休業を取るという事例もあるというところでございます。

○議長（岩本誠生君）8 番、大石教政さん。

○8 番（大石教政君）本町ではどれぐらいの割合で取るのか、ほぼ全員取れておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）田岡総務課長。

○総務課長（田岡 学君）育児休業の対象になる方は、申請に基づきまして取得をしておりますというところでございます。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。よろしいですか。その他ないですかね。

（「なし」の声あり）では、質疑なしと認めます。

続いて、議案第 1 1 号の討論を行いたいと思いますが、討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

それでは、採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 1 1 号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 1 1 号 本山町職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第7. 議案第12号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君） 日程第7、議案第12号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を議題として上程します。

補足説明を求めます。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡 学君） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君） 補足説明を終わります。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君） 1点だけお伺いします。6年度から勤勉手当ということで今ご説明がありました。この率というのはある程度一律で決まっておるものか、それかあるいは一般職の率を準用するのか、その辺のご説明をいただけたらと思います。よろしくお願ひします。

○議長（岩本誠生君） 執行部、答弁、田岡総務課長。

○総務課長（田岡 学君） ご質問にお答えしたいと思います。

この条文の中にもありますけれども、15条の2、任期の定めがある6か月以上のフルタイム会計年度任用職員については、給与条例第23条の規定を準用するとございまして、先ほどお問ひの率につきましては、本山町職員の期末手当及び勤勉手当に関する規則というものがございまして、この中に定めておる率で職員と同じ率で支給するというようにしております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

これより討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） 討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第12号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第12号 本山町会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の

一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第8．議案第13号 本山町出産祝金に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第8、議案第13号 本山町出産祝金に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を求めます。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第13号 本山町出産祝金に関する条例の一部を改正する条例を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第13号 本山町出産祝金に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第9．議案第14号 本山町介護保険条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第9、議案第14号 本山町介護保険条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）今回の保険料率を変更することによって収支ですね、今までの収入額と今回の改正による収入はどれぐらい違うのか、説明をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 暫時休憩します。

休憩 9 : 5 3

再開 9 : 5 3

○議長（岩本誠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大石住民生活課長。

○議長（岩本誠生君） 暫時休憩します。

休憩 9 : 5 3

再開 9 : 5 3

○議長（岩本誠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君） 失礼しました。税の徴収は住民生活課がやっております。

先日の予算審査いただきました介護保険事業特別会計の1号被保険者のところになりますが、前年度の予算額は9,835万8,000円、本年度の予算額は8,317万3,000円、マイナス1,518万5,000円の減額となっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君） 1,500万円ほど減額になるということは、サービスはそのままか充実させるという方向だと思いますけれども、特に支出の面に関して、今回減額分の対応というか、どういうふうを考えておられるのか、ちょっと説明を求めたいと思います。

○議長（岩本誠生君） 高橋副町長。

○副町長（高橋清人君） お答えをいたします。

介護保険事業特別会計におきましては、令和3年度から令和5年度に向けて基金の積立てがありまして、その基金の積立てを今後1,000万円繰り入れて会計を運営するという事で協議が整いましたので、そういう予算編成にしておるところであります。

○議長（岩本誠生君） よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑ないようでありますので、質疑を終結いたします。

これより討論を許します。討論はありませんか。

（「なし」の声あり） 討論の申出なし。

議案第14号 本山町介護保険条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第14号 本山町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決するこ

とに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第14号 本山町介護保険条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第10．議案第15号 本山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例

日程第11．議案第16号 本山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例

日程第12．議案第17号 本山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

日程第13．議案第18号 本山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第10、議案第15号 本山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例、日程第11、議案第16号 本山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例、日程第12、議案第17号 本山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例、日程第13、議案第18号 本山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例、以上、関連をいたしますので、4議案を一括議題といたします。

補足説明を許します。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑はありますか。

6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）少し教えてください。恐らくこれはこういう事業所が介護、予防、いろいろな事業所があって、町長が許可して指定するということでこういう条例があるんだと思います。

それで、この15号、16号、17号、それぞれ文言は違いますね。例えば15号、本山町指定地域密着型サービスの事業と書いてありますね。それから、次の16号が、本山町指定地域密着型介護予防、それから17号が本山町指定介護予防支援というような文言でなっております。これ、それぞれ事業所は別々にこういうふうなものがあると想定されますが、町内にそれぞれ15号、それから16号の施設、それから17号の施設、それぞれ何件あるのか、順次ご説明をお願いしたいと思います。これが1点。

それから、議案第18号については、これはケアプランを立てる居宅介護支援事業所のことだと思います。これは町のほうで直営もしておると思いますので承知はしておるんですが、繰り返しになりますが、議案の15号、16号、17号、それぞれこういう事業所があるのかないのか、ご答弁いただけたらありがたいです。お願いします。

○議長（岩本誠生君） 暫時休憩します。

休憩 10:08

再開 10:12

○議長（岩本誠生君） それでは、休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君） すみません、勉強不足で申し訳ございません。

15号にあります本山町指定密着型サービスにつきましては、本町周辺におきましては、天空の里のかわせみ、長老大学が通所型になります。それと、天空のふくじゅ草、土佐町の花みずきがグループになります。

16号にあります予防につきましては、通常の方ほど言いました天空のかわせみ、長老大学が予防のほうになります。

17号につきましては、包括の部分になります、本山町の包括になります。

18号の居宅につきましては、本山町の居宅と長老大学、合同会社さわもとさんのところが対象になるかと思えます。

以上です。

○議長（岩本誠生君） ほかに質疑ありませんか。

4番、松繫美和さん。

○4番（松繫美和君） 来期に向けての介護保険の仕組みについては、少し今の時代に合ったということであるとは思いますが、全体として介護に従事する方の介護報酬との関係もあつたりして、少し働き方というか、そういう面ではマイナスの傾向があるのではないかなというふうに思ったり、それから、今のやり方なのでICTだとか電話だとか、いろんなことでできることはあるんですが、実際の介護を受ける、あるいは予防を受ける方にとっての少し制限をされるような、利用しにくいような面がどこかにはあるのではない

かというような、ちょっと危惧をするんですけれども、そうしたことに対する十分な手ではどういうふうになっているのか、お聞きしたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）まず、報酬改定、介護人材の給料の改定につきましては、全体平均が1.59%の増というところで報酬改定になっております。また、特殊加算で0.6%程度というところで、介護人材を確保するというところで報酬改定になってはおります。こういった、先ほど言いましたテレワークであったりとかモニタリングについても、テレビ電話というところについては、場合によっては対面じゃないことによって利用者さんの要望等が十分にできるかという観点はあるかとも思いますが、正直なところ、この経過を見ながら問題点については対応していきたいと。今の段階でどうなるかということが、ちょっとまだ予定の部分がございますので、状況を見ながら対応を考えていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）4番、松繫美和さん。

○4番（松繫美和君）全体として介護報酬上がっているというふうに説明ありました。どこか一部下がっているところが、どこかの介護保険事業の形態では十分儲けているというところがあるということで、どこか一部分下がっていると私は認識をしております。それで、それを見ますと多角経営というかいろんな、一つの事業者、天空の里のように割合多角的な事業運営しているところは、それで何となく全体で回していけるけれども、長老大学のような小規模なところでは、少し不利な点があるのではないかなというふうに考えていますが、私の思い違いでしたら申し訳ございませんでした。

いずれにしても、働く人も、もちろん介護報酬というか人員確保のために上げたということが、その人の賃金の上昇にきちんとつながるようになっていくか。あるいは、そのことによって利用者の負担が増えていないか。今物価高騰ですので、実際それが応じているのかというようなことも含めて、本山町でどうこうすることはできないと思いますけれども、できる手だてをぜひやっていただきたいと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）答弁ありますか。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）たびたび勉強不足で申し訳ございません。

これが確定という言い方はちょっと言い切れできないんですけれども、たしか給与の改定については、そもそもアップにはなっているだけけれども、報酬の部分、サービスの報酬の点で、たしかリハビリのほうが若干減っておるような認識は持っております。

ただ、先ほど言ったようにリハビリでいきますと、本山町の通所リハなんか対象になってくるかと思うんですけれども、その辺につきましては公共の施設ですので、引き続き

サービスに努めていけるものだというふうに認識しております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）介護予防等においてですけれども、車椅子等も入らんようなところもあつたりするので、なかなか利用のときに難儀する人もおるかと思われまので、やっぱりそういうところの環境改善等をつなげると、非常にまた介護予防等になってくるんじゃないかと思われま。できるだけ解消できるところは解消して、いろいろ利用しやすくなるようにすることが大事じゃないかと思われまが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）毎度申し上げておりますけれども、条例の制定、それから改正についての、これについての質問で、幅を広げてやりますと総括質問になってしまいますので、ご配慮いただきたいと思ひます。議事進行にご協力をお願いします。

それでは、簡単に答弁を求めます。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）お答えをさせていただきます。

お家の居宅の周辺であれば、住宅改修事業等がありまして、そういった車椅子の出入りですね、段差解消という部分では、そういった対応ができるのではないかなというふうに考えておりますのが、今おっしゃるのがどの範囲までなのかという状況に応じて、対応できる部分はそういったサービスを使いながら対応していきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）この条例の全てのことに関する事なんですが、本山町が指定するというふうな形で事業所を選定されると思うんですけども、今後別の町内からいろいろな形、例えば高知市のほうからこういうふうな事業所が進出してくるとか、そういうようなことの場合、例えば本山町から人を雇うとか、そういうふうな形で雇用面とかそういう面も含めて、本山町のほうでそういうことを十分に考えて指定していくのかどうかというのをお聞きしておきたいと思ひます。

○議長（岩本誠生君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）新しい事業所が入ったときに、重複になるかもしれませんが、本山町の職員を雇うかどうかという部分というところで指定ということはまず考えておりません。まず、やはり事業所の判断で雇用を考えるとということではあるかと思ひます。ただ、おるかどうかがらいなら聞くことは可能なかなと思ひますが、例えば事業所のほうからそういう人材がおるかというような問いがあれば紹介はできる、今実際はいないですけれども、なかなか、いればそういった紹介もできるのではないかなというふうに

は考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかにありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

議案第15号から18号の討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）討論の申出なしと認めます。

これより表決を行います。表決は1議案ごとに行います。

この表決は起立によって行います。

議案第15号 本山町指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

議案第16号 本山町指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の全部を改正する条例を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

続いて、議案第17号 本山町指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

議案第18号 本山町指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立であります。

したがって、議案第15号、16号、17号、18号につきましては、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第14．議案第19号 本山町コミュニティーセンターの設置及び管理に関する
条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第14、議案第19号 本山町コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡 学君） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君） 補足説明を終わります。

これより議案第19号の質疑を許します。

質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） 討論の申出なしと認めます。

議案第19号 本山町コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第19号 本山町コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第19号 本山町コミュニティーセンターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第15. 議案第20号 本山町立保育所条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君） 続いて、日程第15、議案第20号 本山町立保育所条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

大西教育長。

○教育長（大西千之君） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君） 補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） ないようでありますので、質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり） 討論の申出なし、討論を終結します。

これより議案第20号 本山町立保育所条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第20号 本山町立保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第20号 本山町立保育所条例の一部を改正する条例は、原案のとおり

可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第16．議案第21号 本山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）続いて、議案第21号 本山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

大西教育長。

○教育長（大西千之君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）討論なしと認めます。

これより議案第21号 本山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この採決は起立によって行います。

議案第21号 本山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第21号 本山町子ども・子育て会議条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

途中でありますけれども、ここで10分間休憩を取ります。

休憩 10：33

再開 10：43

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第17．議案第22号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第17、議案第22号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

大西教育長。

○教育長（大西千之君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を行います。質疑の申出はありますか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）本町には家庭的保育事業所はどれぐらいあるのか。また、これ家庭庁になったということで、やっぱり支援等いろいろ手厚くなっておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）答弁を求めます。

大西教育長。

○教育長（大西千之君）答弁いたします。

町内で現在この家庭的保育事業を活用しての事業者はございません。

あと、家庭庁につきまして支援といたしますと、それぞれの事業によるものでございますので、現在これだというようなことの答弁は今は持ち合わせておりませんので、今後また研究をしておきます。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありますか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終結します。

討論の申出はありますか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより第22号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第22号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第22号 本山町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第18. 議案第23号 本山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第18、議案第23号 本山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

大西教育長。

○教育長（大西千之君） （別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君） 補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君） 確認ですけれども、有資格者がいない状態で、でも、ただし書きか何かあるのか分かりませんが、無資格者で運営ができると、何かの法令というか法律の中にそういう根拠があるものがあるんでしょうか。運営、確かに利用者としては、そういうものを運営していただきたいというのは分かるんですけれども、有資格者がいない中で運営できるかどうかということ、ちょっと確認の質問です。

○議長（岩本誠生君） 答弁を求めます。

大西教育長。

○教育長（大西千之君） この設置の中に定められておきまして、スタート時点におきまして、先ほどもちょっと分かりにくかったかもしれませんが、スタート時点において県が行いますそういった研修会を受けるという計画を立てて運営、あるいはいついつまでに受けるというその計画があれば、資格者として認めていただいて運営は可能ということになっております。

本山町の場合は、スタート時点から1名有資格者が、すみません、ちょっと休憩をお願いします。

○議長（岩本誠生君） 暫時休憩します。

休憩 10:53

再開 10:56

○議長（岩本誠生君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

大西教育長。

○教育長（大西千之君） 上位法により本山町の条例で定めておるものでございまして、その第10条で本山町ではこの施設に2名の指導員を置くというふうになっておきまして、その中で1名を除き補助員をもってこれに替えることができるというふうにしております。また、この中に、次の各号のいずれかに該当する者であつて都道府県知事が行う研修を修了した者でなければならないというふうに定めておきまして、この中に2年間施設で勤務した者はそういう資格を有すると、受講ができるという資格を有することも定めておりますので、設置はできると、開設はできるということになっております。

○議長（岩本誠生君） そうじゃなくて、有資格者が必要かどうかと。2名のうち1名が補助員で、補助員は資格がなくてもいいのかどうか。1名おつたらできるのか、それを質問しておるわけだから。

暫時休憩します。

休憩 10:59

再開 11:02

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

答弁を求めます。

大西教育長。

○教育長（大西千之君）答弁申し上げます。

国の上位法であります放課後児童健全育成事業の設置及び運営に関する基準、この基準の改正に伴い本町の条例も改正するものでございます。附則のところにあります、先ほど言いましたように、本町としましては、不測の事態あるいは資格者が欠員になってもいけませんので、当分の間ということにさせていただいて、今回条例を変えるものでございます。よろしくお願いいたします。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第23号 本山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第23号 本山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第23号 本山町放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第19. 議案第24号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第19、議案第24号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

大西教育長。

○教育長（大西千之君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより議案第24号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第24号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第24号 本山町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第20．議案第25号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例

○議長（岩本誠生君）日程第20、議案第25号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を議題といたします。

補足説明を許します。

佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第25号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第25号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例を、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第25号 本山町病院事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第21. 議案第26号 令和5年度本山町一般会計補正予算（第8号）

○議長（岩本誠生君）日程第21、議案第26号 令和5年度本山町一般会計補正予算（第8号）を議題といたします。

補足説明を許します。

田岡総務課長。

○総務課長（田岡 学君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入、12款分担金及び負担金について質疑はありませんか。

13款使用料及び手数料について質疑はありませんか。

14款国庫支出金について質疑はありませんか。

15款県支出金について質疑はありませんか。

16款財産収入について質疑はありませんか。

17款寄附金について質疑はありませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）お尋ねいたします。

寄附金がこれ予算に対して1,000万円寄附額が少なかった。これは恐らくふるさと納税ではないかと推察されますが、それについてどうお考えか。また、これたしか来年度予算についても同額、本年の歳入と同額にしておりますが、その点についてのご所見についてお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）令和4年度から令和5年度にかけての話です。令和4年度3,000万円ということで最終見込んでおりました。令和5年度については、それに伴い予算を計上しておりましたが、国の税制改正というか寄附金の厳格化というところで、税制改正に伴う厳格化に伴いまして寄附額のほうが伸びなかったというところです。取組としてもまだまだ不十分なところもございました。最終的に見込んでいた額としては、最終的に補正額しています、下げた額を見込んでいるところです。

6年度においては、このことを踏まえまして、5年度実績ベースというところで現在当初予算では計上しているところです。引き続き寄附金を伸ばすという言い方はあれですが、町内事業者をはじめ新しい返礼品などを開発しながら取組を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）ということは、とどのつまりが返礼品競争に負けたということを課長はおっしゃられているんですよ。しかしながら、この返礼品競争、大阪府は返礼品を2割に抑えようかというふうな話もあります。要するに、返礼品競争に陥るのではなくて、いかに本山町のこのふるさと納税、本山町の例えばアウトドアに対する支援をしようかとか、子どもの教育にしようかという、そういう目的に対しての魅力度をアピールすることが大切であって、返礼品で寄附を集めるというのは本来本末転倒ではないかと私考えておりますが、その点については町長いかにお考えでしょうか。それを踏まえて、来年度予算についてもそういうふうな施策をしていただきたいと思いますが。

○議長（岩本誠生君） 澤田町長。

○町長（澤田和廣君） 議員と考え方は同じでございます。やはりこのふるさと納税は制度の始まりが、やはりふるさとを応援すると、ふるさとの取組を応援するというで始まっておりましてけれども、だんだん返礼品に偏重してきて返礼品目的というところが強くなってきています。でも、それはそれでその取組、返礼品の取組も進めていかなければならないというふうに思っておりますけれども。

施政方針にも書きましたけれども、やはり本山町を応援しようと、企業版ふるさと納税などでは昨年度は1口で1,000万円では本山町を応援しようという方もおられまして、やはりそういった応援していただける方の期待に応えるように、ふるさと納税を、先ほど話がありましたけれども、教育なんかに使わせていただいて、それをやはりふるさと納税をしていただいた方に戻していこうと、こういうことに使わせていただきましたということを情報発信していこうということを担当課とも話をしておるところでございます。

やはり本来のふるさと納税の趣旨はふるさとを応援しようということでございますので、それに沿った形で活用させていただいて、本町ではこういう形でふるさと納税を活用していますという情報発信をすることによって、ならば本山町を応援してやろうということにつながるような取組に、このふるさと納税については取組を進めていきたいというふうに考えているところでございます。

以上であります。

○議長（岩本誠生君） よろしいですか。

ほかに質疑はありませんか。

（「なし」の声あり） 次、進みます。

18款繰入金について質疑はありませんか。

19款繰越金について質疑はありませんか。

20款諸収入について質疑はありませんか。

21款町債について質疑はありませんか。

それでは、次、歳出に移ります。

歳出、2款総務費について質疑はありませんか。

3款民生費について質疑はありませんか。

4款衛生費について質疑はありませんか。

5款農林水産業費について質疑はありませんか。

6款商工費について質疑はありませんか。

7款土木費について質疑はありませんか。

8款消防費について質疑はありませんか。

9款教育費について質疑はありませんか。

10款災害復旧費について質疑はありませんか。

11款公債費について質疑はありませんか。

12款予備費について質疑はありませんか。

質疑ないようですので、次、進みます。

第2条、繰越明許費の補正、第2表、5から6ページについて質疑はありませんか。

6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）お伺いをさせていただきます。

第2表、繰越明許費補正でございます。ここで先ほど6ページ、土木費、7款のところ、河川管理費でコナンナロという地名挙げての委託料というご説明がございました。私承知しておるコナンナロであれば、たしかあれ平成30年災の箇所かなと思っております。かなり時間もたっておりますが、この場所の説明が1点。その場所であれば今現在どのようになっているか、詳細をお願いいたします。

以上です。

○議長（岩本誠生君）前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）場所は、コナンナロ谷、堰堤工事をしているところの下流の部分であります。

災害復旧事業中に事業完了しなかったために、令和5年度で緊急自債という起債を借りましてコナンナロ谷の護岸の設計をしております。しておりますけれども、若干時間が手間取りまして、6年度に一部繰越しをするということになっております。

なお、工事につきましては国土交通省の砂防事務所のほうで工事をしていただけるということで、町のほうで設計をして、工事をしていただくというような流れになっております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）ぜひそういう流れで早期の完成をお願いします。

その他、あと1点確認なんですけど、隣接の関係者がおられます、ご承知のように。きちんとその詳細、今後このように手順で進めておりますというようなことのご説明がきちんとなされておるか、その点、確認でございます。

- 議長（岩本誠生君）前田建設課長。
- 建設課長（前田幸二君）該当している隣接の方々には、設計に入ると、それと工事をさせていただくということは説明をして、了解をいただいております。
- 議長（岩本誠生君）6番、上地信男さん。
- 6番（上地信男君）しつこいようでございますが、かなり時間もたっています。きちとした説明で、きちんとというか丁寧な説明で、工事は大体いつまでにこういう工事が完成する予定だというようなこと、親切にご説明をしていただきたい。しつこく申し上げおきますので、よろしくをお願いします。
- 議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。
- （「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑なしと認めます。
- これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。
- 5番、白石伸一さん。
- 5番（白石伸一君）18ページの歳出のところ。
- 議長（岩本誠生君）総括質疑です。細かいのは今逐条質疑で過ぎましたので、数字的なことだったらいいのですが、ほかに全般的な総括質疑という、予算に対しての。
- 5番、白石伸一さん。
- 5番（白石伸一君）歳出のところで職員の手当の関係なんですが、臨時職員の方等の手当というのは結構細かく記載されておるんですが、予算書の中に各課で超勤の手当というのが予算書に含まれています。その精算というのは、これなされてないんですけども、全て使い切ったんでしょうか。
- 議長（岩本誠生君）これ予算書なので、決算書じゃないんですけども、決算にそれは使い切るかどうか出てくるのであって、それちょっと今答弁できますか。まだそれは年度が終わってないので、ちょっと分かりにくいと思います。かまいませんか。また別の機会にということで。
- ほかに総括質疑ございませんか。
- （「なし」の声あり）なしと認めます。総括質疑を終結します。
- これより討論を行います。討論の申出はありませんか。
- （「なし」の声あり）なしと認めます。
- 議案第26号 令和5年度本山町一般会計補正予算（第8号）の採決を行います。
- この表決は起立によって行います。
- 議案第26号 令和5年度本山町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。
- 全員起立、全会一致であります。
- したがって、議案第26号 令和5年度本山町一般会計補正予算（第8号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 2 2. 議案第 2 7 号 令和 5 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（岩本誠生君）次に、日程第 2 2、議案第 2 7 号 令和 5 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題とします。

補足説明を許します。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

次、歳出に移ります。

歳出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。ないようですので、質疑を終結します。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第 2 7 号 令和 5 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第 2 7 号 令和 5 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第 2 7 号 令和 5 年度本山町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 3 号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 2 3. 議案第 2 8 号 令和 5 年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

○議長（岩本誠生君）次に、日程第 2 3、議案第 2 8 号 令和 5 年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）を議題といたします。

補足説明を許します。

前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、歳出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより総括質疑を行います。総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第28号 令和5年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第28号 令和5年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第28号 令和5年度本山町簡易水道事業特別会計補正予算（第3号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第24．議案第29号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）

○議長（岩本誠生君）日程第24、議案第29号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）を議題といたします。

補足説明を許します。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

4番、松繫美和さん。

○4番（松繫美和君）歳入のところの第1号被保険者の保険料が、5ページですね、特別徴収の保険料でマイナスになったという、この要因についてちょっと具体的に教えてください。

○議長（岩本誠生君）大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）これについては、マイナスというのは本算定を行った結果になります。被保険者数に対して介護保険料を決定したときに、特別徴収というのは年金事務所になりますが、算定した結果がこの減額だったという、想定より減額になったというものになります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）4番、松繫美和さん。

○4番（松繫美和君）念のために。つまり、これだけの人数があると思ったのに、金額も含めて、いなかったということで、未納ということではないですよ、当然。特別徴収でどうしてこういうことが起こるのかなと思ったので聞いてみました。ありがとうございます。

○議長（岩本誠生君）ほかに総括質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑を終結します。

歳出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、総括質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第29号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第29号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第29号 令和5年度本山町介護保険事業特別会計補正予算（第4号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

まだちょっと予定があったんですけども、12時前ですので、ここで休憩とします。1時再開します。

休憩します。

休憩 11:57

再開 13:00

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

~~~~~

日程第25．議案第30号 令和5年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算  
（第2号）

○議長（岩本誠生君）日程第25、議案第30号 令和5年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

補足説明を許します。

大石住民生活課長。

○住民生活課長（大石博史君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

歳入について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

歳出に移ります。歳出について質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより総括質疑を許します。総括質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、なしと認めます。

議案第30号 令和5年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第30号 令和5年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第30号 令和5年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計補正予算（第2号）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第26．議案第31号 令和5年度本山町病院事業会計補正予算（第3号）

○議長（岩本誠生君）日程第26、議案第31号 令和5年度本山町病院事業会計補正予算（第3号）を議題といたします。

補足説明を許します。

佐古田病院事務長。

○病院事務長（佐古田敦子君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより逐条質疑を行います。

第2条収益的収入及び支出の補正のうち、収入について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、支出に移ります。支出の質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

次に、第3条資本的収入及び支出の補正のうち、収入について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、支出に移ります。支出の質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) ないようですので、質疑を終結します。

これより総括質疑を行います。

総括的な事項について質疑はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

これより討論を行います。討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第31号 令和5年度本山町病院事業会計補正予算(第3号)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第31号 令和5年度本山町病院事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第31号 令和5年度本山町病院事業会計補正予算(第3号)は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

~~~~~

日程第27. 議案第32号 令和6年度本山町一般会計予算 ~

日程第34. 議案第39号 令和6年度本山町病院事業会計予算

○議長(岩本誠生君) 続いて、日程第27、議案第32号 令和6年度本山町一般会計予算、日程第28、議案第33号 令和6年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算、日程第29、議案第34号 令和6年度本山町国民健康保険事業特別会計予算、日程第30、議案第35号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計予算、日程第31、議案第36号 令和6年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算、日程第32、議案第37号 令和6年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算、日程第33、議案第38号 令和6年度本山町病院事業会計予算、日程第34、議案第39号 令和6年度本山町簡易水道事業会計予算、以上8議案を一括議題といたします。

これらの8議案につきましては、本定例会の初日の3月5日に提案されました特別委員会に付託し審査をお願いしたところですが、審査が終わった旨の報告が議長のところへ届いております。委員長より一括して報告を求めます。

令和6年度予算審査特別委員長、1番、澤田康雄さん。

○予算審査特別委員長（澤田康雄君）（別紙のとおり委員長報告）

○議長（岩本誠生君）ありがとうございました。予算審査特別委員長よりの報告がありました。

これより8議案を順次進めてまいりたいと思いますが、特別委員会で審査しておりますので、質疑を省き、1件ずつ討論、採決を行いたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

それでは、1件ずつ進めてまいります。

議案第32号 令和6年度本山町一般会計予算の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）ないようでありますので、討論を終わります。

議案第32号 令和6年度本山町一般会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第32号 令和6年度本山町一般会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第32号 令和6年度本山町一般会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第33号 令和6年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第33号 令和6年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第33号 令和6年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第33号 令和6年度本山町汗見川へき地診療所事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第34号 令和6年度本山町国民健康保険事業特別会計予算の討論を行います。討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第34号 令和6年度本山町国民健康保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第34号 令和6年度本山町国民健康保険事業特別会計予算については、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第34号 令和6年度本山町国民健康保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第35号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計予算の討論を行います。討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第35号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第35号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計予算については、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第35号 令和6年度本山町介護保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第36号 令和6年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の討論を行います。討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第36号 令和6年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第36号 令和6年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第36号 令和6年度本山町後期高齢者医療保険事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第37号 令和6年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算の討論を行います。討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第37号 令和6年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第37号 令和6年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第37号 令和6年度本山町居宅介護支援事業特別会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第38号 令和6年度本山町病院事業会計予算の討論を行います。討論の申

出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第38号 令和6年度本山町病院事業会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第38号 令和6年度本山町病院事業会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第38号 令和6年度本山町病院事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

次に、議案第39号 令和6年度本山町簡易水道事業会計予算の討論を行います。討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

それでは、議案第39号 令和6年度本山町簡易水道事業会計予算の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第39号 令和6年度本山町簡易水道事業会計予算について、委員長報告は可決であります。委員長報告のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第39号 令和6年度本山町簡易水道事業会計予算は、委員長報告のとおり原案可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第35. 議案第40号 本山町公の施設の指定管理者の指定について(瓜生野コミュニティーセンター)

○議長(岩本誠生君) 続いて、日程第35、議案第40号 本山町公の施設の指定管理者の指定について(瓜生野コミュニティーセンター)を議題といたします。

補足説明を許します。

総務課長。

○総務課長(田岡 学君) (別紙のとおり補足説明)

○議長(岩本誠生君) 補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありますか。

(「なし」の声あり) 質疑ないようでありますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論の申出はありますか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第40号 本山町公の施設の指定管理者の指定について(瓜生野コミュニティーセンター)の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第40号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（瓜生野コミュニティーセンター）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第40号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（瓜生野コミュニティーセンター）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第36. 議案第41号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（アウトドアヴィレッジもとやま）

○議長（岩本誠生君）日程第36、議案第41号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（アウトドアヴィレッジもとやま）を議題とします。

補足説明を許します。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 13:30

再開 13:31

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

資料の配付が終わりましたので、補足説明を求めます。

中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）本町は大変自然豊かなところでもありますので、やはり集客というか、やっぱり人にいっぱい来てもらって運営もよくいく、来てくれた人もやっぱり楽しんで帰ってもらうというふうに長く続けてもらわんといかんので、やっぱりレストランもいろいろ見直しもしたり、あと風呂もやっぱりサウナ等費用も要ると思うけれども、やっぱり非常にサウナブームとかもあり好きな人もおるんで、いろいろ検討して、順番に魅力度アップ等にもつなげていくことも非常に夢もあり大切なことじゃないかと思われま。これがお客さんによけい来てもらうて、指定管理料も少なく抑えていけるというふうに、いい循環にもっていくことが非常に大事じゃないかと思われま。

以上、質問とします。

○議長（岩本誠生君）質問というか、質問になってないんですが。質問のように伝わって

こないんです。

それでは、中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）議決いただければ、その後しっかり。これまでも5年間のノウハウがあります。5年度の実績が下がっております。これをしっかり分析して、6年度以降の取組とするという確認はしております。そういった取組で利用人数を増やしていくということに取り組んでいきたいと、本山町もそうですが指定管理者とも一緒に協議しながら進めていきます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

ちょっと数字を見てください。ちょっと議長のほう、ちょっと疑問があるんですが。

ビジターセンターの収入と支出が余りにも開き過ぎておる。そこで、その内訳が、その他のほうに2,000万円ほど支出のほうが出ている。人件費は1,800万円に分かるんですけども、この収入と支出の差というのは一体どういうことか出てくるのか、ちょっと説明してもらわんと内容が分かりにくいんですが。よろしければ、ご説明をお願いします。

中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）その他のところの2,000万円については、一部本部の経費、伝票処理とかの経費も入っております。本部経費というのの一部入ってきています。それと、ほかの施設で全部入らない経費など、維持管理に係る経費なんかを全部まとめて、その他のところへ入っているということになっています。

以上です。

○議長（岩本誠生君）暫時休憩します。

休憩 13:47

再開 14:00

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

現在審議中の議案第41号につきましては、後回しにして審議をしたいと思いますが、異議ありませんかね。

（「異議なし」の声あり）それでは、日程を進めます。

~~~~~

日程第37. 議案第42号 町道路線の変更について

○議長（岩本誠生君）日程第37、議案第42号 町道路線の変更についてを議題といたします。

補足説明を許します。

前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）ただいま補足説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑はないようでありますので、質疑なしと認めます。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）ないですね。

議案第42号 町道路線の変更についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第42号 町道路線の変更については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第42号 町道路線の変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第38．議案第43号 本山町地域公共交通計画の策定について

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第38、議案第43号であります。ただいま担当課長がおられませんけれども、一応日程に乗せておかないと日程を全部変更せないかんになりますので、とりあえず議案として上程をさせた上で、後から審議をするという形を取りたいと思います。

日程第38、議案第43号 本山町地域公共交通計画の策定についてを議題といたします。

この件については、先ほど申しましたように補正説明等は後回しにしておきます。これは後回しということで、ご了承願いたいと思います。

~~~~~

日程第39．議案第44号 本山町いきいきあんしん総合福祉計画の改定について

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第39へ先に進みます。

日程第39、議案第44号 本山町いきいきあんしん総合福祉計画の改定についてを議題といたします。

補足説明を許します。

澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）以上で補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）今担当課長のほうから説明がありまして、1年に一度は見直していくというお話がありました。当然調整が必要なので、これをすぐ直すというわけにもいかないと思うんですけども、やはり一番最初に本計画の基本理念が、誰もが一人ひとりいきいきと輝いて暮らせるまち本山町ということでありますので、やっぱり地元施設がないのであれば別ですけども、成人対応の施設があつて、18歳未満の子は委託すれば実現の可能性が高いということもあつて、やはり地元で育てるということをややはり念頭に置いていただきたいなということで、この件については検討されるということでいいんですが。その捕捉するために委員ですよ、精神障害者とか発達障害者は自分で発することができないので、やはり保護者のメンバーも入れて、やはりそういった細かな支援、家族を含めた支援も含めて、障害者対策というか福祉政策をどうしたらいいとかということについて今後も検討していただきたいと思いますので、委員のほうをどうされるのかということについて答弁をお願いしたいと思います。

○議長（岩本誠生君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）この管理をしていく委員につきましては、本策定委員会の委員をそのまま来年度も進捗管理をしていただく委員に充てようというふうには考えております。ただ、委員の定数が20名に対しまして今現在19名の委員がおられます。ということは1人の枠しか、今議員がおっしゃるようにならなければならない人が何人おるかという点でいきますと、定数がちょっと枠が足りないというところにはなってくると思います。

ただ、委員の定数人数を上げるか何かしないといけないというところもありますが、一つは、進捗管理の中で意見交換の場を、例えば分科会的な立場でご家族さんのそういったご意見を聞くということではできないかなというふうには考えております。

今回、総務課長のほうから、そういう策定委員の考え方というのを答弁したところですので、また庁議等で確認をして対応してまいりたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）5番、白石伸一さん。

○3番（永野栄一君）ちょっとお伺いします。

一番最初のところですね、本山町いきいきあんしん総合福祉計画の中で、本山町子ども・子育て支援事業、それから本山町健康増進計画、この部分が外されてあるんですけども、この部分については健康福祉課で担当している部分もあるので、子どもの福祉という子育てで支援している部分もあると思うんです。そういった部分もこの総合計画の中に次は盛り込んでいただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）本山町健康増進計画につきましては、来年度の策定でちょ

っと考えております。といいますのも、これ健康福祉プランか何か県の関係がたしか今年改定になっておる関係で、それを踏襲して来年度検討していくという流れがあって、ちょっとほかの事業との関連がそぐわないというところで、ちょっと今まで一緒に検討時期にはなっていないという実情がございます。踏襲すると、ひとまとめでコンパクトでいいのではないかというところもありますが、その分作業の内容が増えるという言い方はあれなんですけど、ちょっと複雑化するところがございまして、この辺については内部でちょっと検討させていただきたい。

それと、本山町子ども・子育て支援事業計画は教育委員会じゃなかったですかね。子どものほうにつきましては、教育委員会のほうでちょっと策定をしておる経過があります。やはり保育所の関係であるとか、そういったところの関係に基づいてやっておりますので、ちょっと担当間の部署も違うということもございます。そういった意味では、ちょっと別づけということで位置づけをさせていただいております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかにございませんか。

4番、松繫美和さん。

○4番（松繫美和君）私もこの委員会のメンバーですが、このメンバー策定するとき最初の会するときにも申し上げました。それから、それ以前にもメンバーの選定ですね、それについては男女のバランスも言いましたけれども、それとは別に公募でやっぱり委員を求めべきだと、どういう計画委員会もですね。そういう話をしましたら、第1回目のときちょっと課長は都合があって欠席でしたけれども、その点は検討しますというふうに、検討しますというのは常套の回答だと思いますが、言われました。

さっきちょっと永野議員の話も聞きながら、やはりいわゆるパブリックコメントではなくて、その委員会に行って言いたいことがやっぱりあるという人は、そういう課長が言ったようにいろんな交流とか分科会ということもあるかもしれませんが、やっぱり最初から門戸を広げておくことが私は必要だと思うんですね。定数の問題言われましたけれども、別に定数増やしても、私はあんまりこれに問題があるというふうに思いませんけれどもね。

そのことも含めて、広く住民の声を求める、当事者の声を求めるということであれば、委員の中にもう少し位置づけをして、もしかしたらこの人要らんと言って松繫をのけてもかまいませんけれども、何というか、そういう工夫をしながら、今定数が20なのでとかいうことではなく、この計画をつくることによって、誰のために何のための計画であるかということに立ち返って、そして住民誰もが福祉について考える機会を持つという意味での、少し来年度に向けて計画できていましたけれども、これを見直していく段階から少し委員の入替えもしてもいいかと思っておりますので、ぜひ検討してください。検討したらいいと思いますが、お考えはどうでしょうか。意見を述べる場でなかったです、すみません。

○議長（岩本誠生君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）先ほども永野議員の質問にもお答えさせていただきました。

定数含めてどうやっていくのかというのを、また庁議等でも確認をして、考え方を整理して対応していきたいと考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君） よろしいですか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君） 非常にいい計画ができておるんじゃないかとも思われますが、障害者の方が今いろんな分野でやっぱり社会に出て働いておられる、働く中でよく一緒に仕事をしても、やっぱ僕らより余計しゆうじゃないろうかというばあに思うときもあったりするんですけども、ただやっぱり賃金が非常に安過ぎるんじゃないのかというにも思われたりもするんですけども、やっぱりみんな考えてやっていくためには、いろんなそういうところの見直し等も大事じゃないかとも思われますが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） ちょっと違うかなという気もしますけれども、福祉とも関連はないとも言えませんが、賃金の問題ですけれども、澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君） おっしゃるように障害者の就労支援事業のA型、B型とございます。A型については結構高いところもありますが、嶺北管内ではB型しかございません。平均賃金でも大体1万5,000円から2万円、隣にありますどんぐりさんは3万円とかちょっと賃金がよろしいというようなお話を聞いておりますけれども。健康福祉課のほうとしましても、就労移行支援事業という事業がございます。これは、障害者が一般就労に向けて取り組んで、移行するためにそういったサービスを使いながら一般就労につなげていくというものです。加えて、それで一般就労につながったら、一般就労定着支援というのがありまして、これ本計画の107ページの事業計画の中にありますけれども、そういった事業を使いながら、障害者の方でも一般就労に向けてやっていける支援、施策というのは考えておりますが、現状のところ、今そういった対象者がいないといいますが、おられないという実情がございます。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君） 今の人手不足等も非常にあって、いろんな職種でほとんど変わらないぐらいの仕事というふうに見受けられる方もおるので、やっぱりちょっと教育か、ちょっといろいろ支援していったら、上へ上へステップアップできるんじゃないかと思われまますので、やっぱり今B型というのがやっぱり上へ上へ賃金アップとかもすると、非常にまた働く人もやっぱり働きがい、生きがいも全然違ってくるのではないかと思われるので、やっぱり取り組むべきと思われまます。非常にいろいろな結構難しい仕事もやられる方も非常に多くなっておると思われまますので、今後の取組をお伺いします。

○議長（岩本誠生君） 今度の取組は、先ほど答弁いたしましたけれども、そういうご意見だということで、非常に貴重なご意見でありますので、いろいろ今後の計画のときにはぜひ生かしていただきたいというふうに思います。ご意見ということで承っておいたほうが

いいかも分かりません。

8番委員さん、それでよろしいですか。非常に貴重なご意見ですので。

ほかに。

6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）1点だけ確認をさせてください。

非常にすばらしい計画ができ上っております。158ページからなる厚い計画でございます。先ほど担当課長さんのほうから、計画の評価及び進捗管理というようなお話で運営委員会のお話がありました。その運営委員会で進捗管理をするのは、この表題にございます本山町いきいきあんしん総合福祉計画、この全般についての進捗管理をするというようなことでしょうか。はい、うなずいていただいておりますので。

一つ、そうしたら確認します。その運営委員会というのは、どういうふうなイメージで年に1回というような形で全てを網羅した評価であるのでしょうか。何か今目指しているイメージがあれば、詳細をお願いします。

○議長（岩本誠生君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）お答えをいたします。

計画の中に数値目標というのが基本入っておると思います。例えば障害者の利用人数が何人とか、介護の予定が何人かというようなところを、その年度ごとで実績を出して、その計画に対して値がどうであるのか、今後どういうふうになっていくべきなのかということをお諮りをする場だというふうに私は考えております。

以上です。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）部署部署によっては6年、7年、8年とそれぞれ人数入れてある箇所もございます。ということは、やっぱりそこはダイジェスト版で一つ目標値をその運営委員会でやれば、次の年度については、まだその数値を押さえたりするようなことで進めていくのでしょうか。その確認が1点です。

○議長（岩本誠生君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）すみません、その数値、次年度の目標を変えるかどうかまでのちょっと考えは、今のところちょっと私の認識の中ではよう理解しないですが、5年度の計画に対しての進捗というところでは想定をするところではありますが、じゃ、次年度の目標をじゃこれに変えようというところまでは、ちょっと今のところお答えがよいような状態です。

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）一つ例を挙げれば、これは67ページにもございますが、上の介護予防リハビリテーションというところで利用者があり、その下に居宅療養管理指導とか介護予防居宅療養管理指導というんで、それぞれ人数が入っております。結局人数というのは、それぞれ目標にしておっても対象者が変わっていくので、そこら辺を少し確認したわ

けなんです。当然ある程度対象者がおれば、その数が変わっていくのが普通かなとお聞きしたわけなので、そんなにしつこく聞きません。今後の運営委員会の会議の状況をまた見守らせていただきますので、またその辺、ご工夫なさってやっていただけたらと思っております。

○議長（岩本誠生君）澤田健康福祉課長。

○健康福祉課長（澤田直弘君）今思い出したと言ったら失礼なんですけれども、やはり当初の計画の数値については、基本変えないように考えています。目標に対して今がどういう状況かできます。というのは、介護保険料の算定につきましては、この数字を根拠に算定しておるといふところもあって、方向性はこれやけれども、今度はこうなるよねといふところはするんですが、この数字自体は基本的に変えないようになるかと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）暫時休憩します。

休憩 14:39

再開 14:40

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑を終結いたします。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第44号 本山町いきいきあんしん総合福祉計画の改定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第44号 本山町いきいきあんしん総合福祉計画の改定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第44号 本山町いきいきあんしん総合福祉計画の改定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第40. 議案第45号 本山町森林整備計画の改定について

○議長（岩本誠生君）日程第40、議案第45号 本山町森林整備計画の改定についてを議題といたします。

補足説明を許します。

田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）森林整備計画ができておるんですが、今度、土佐町のほうで炭を焼いて本山のバイオマスで使うというふうにも聞いておりますが、そういうのが本町の林業等の影響等は捉えておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁をさせていただきます。

大石議員のほうからご指摘がありました、土佐町のほうに現在建設整備が進められております炭化燃料製造施設のことだと思います。この施設につきましては、エフビットコミュニケーションズ、本山町にありますバイオマス発電所用の燃料、今回木質燃料を炭化することによりまして、より効率性を上げて燃料経費のコストダウンにもつながるということと炭にすることによってさらに燃料の種類幅も広がるということで、そういう取組が進められておるところであります。

今回のこの森林整備計画は、主に伐採とか作業道路網整備等々の方向性を、本町としての将来像を構想として掲げた計画であります。この計画の中では、ちょっとその炭化製造施設との関わり、連携の部分は特に定めてはございませんけれども、もう一方、本山町森林・林業ビジョンというビジョンの中では、燃料の森ということでバイオマス発電所用の燃料確保、これについては炭化製造施設との連携も含まれておりますが、そのこのところでは検討を図っていこうということで、この森林整備計画となないろの森推進委員会が実行しております森林・林業ビジョンは、当然両方の計画が連動、連携しながら進めていくという方針でありますので、その主に二つの計画を共に整合性を取りながら進めていきたいと思っております。

ちょっとこの整備計画は、森林をどのように本町の資源として有効活用とか再造林につなげていくかというのを主に掲げた計画ということで、ご認識をいただきたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）今チップとかを燃料にして、あのまま今度隣町、土佐町のほうに炭化、炭の製造が入ったので、本町の木材の使用量が減らないように、やっぱり連携を取ってやっていかんと、今までチップで入ってきたのが今度炭化になって、本町のやっぱり木材の使用量が減るといふふうになると、非常にやっぱり不利になってくるといけないので、やっぱり使用量を増やしてもらうことが非常に大事じゃないかと思っております。

○議長（岩本誠生君）そういうことですので。

ほかに質疑ありませんか。

1番、澤田康雄さん。

○1番（澤田康雄君）ちょっとお聞きしますが、林業機械のことでちょっとお聞きします

が、最近テレビでちょっと見ておったら、仁淀地区かと思うんですが自走式の今、北山でも枝なんかは高知の業者がダンプで取って高知の工場へ行ってチップにしてバイオマス発電のほうへ売っているそうですが、この間テレビで仁淀川方面のを見ておったら、自走式の山へ入って行って枝をチップにそのまま走りもってやる機械を導入ということを知ったんですが、そういう機械を導入しましたら、山の便利なところで土間なんかには枝なんかをずっと集めて、そこでチップにしながらか、地元にはバイオマス発電があるんですから、そういう利用方法もできるかと思うんですが、今のところはそういう機械の導入は考えていないんでしょうか、お聞きします。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

森林資源を有効に活用するという観点から、これまで木の枝葉でありますとかタンコロとか、そういうものはやっぱり山へ放置しておいたものをできる限り、今本山町にありますバイオマス発電施設のほうの燃料として使えるということで、できる限りチップ、そういう燃料にして少しでも収入に変えていこうという動きが、そういう流れができておりました、本山町のほうでも林業事業者のほうがそういう取組を進めておって、その中では最新のチップパーなんか導入されてやられている事例が既にございます。

これもなないろの森推進会のほうでも、やはりそういう資源を有効活用するところでは、そういう最新式の機器の導入等の必要性も提言がされておりますので、これにつきましても林業関係機関の方等の意見を聞きながら、そういう導入に当たっての支援制度なんかも取り組んでいければということで、ちょっと今後の展開としては考えておるところであります。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄さん。

○1番（澤田康雄君）結構作業道なんかできましたところは、やっぱりそういう機械があったら、すぐに枝なんかをチップにできるということで収益にも結構つながると思います。それと、そういう枝とかが撤去されたら、造林のときにも結構手間がかかる、結構枝を置いたその後の造林は結構枝なんかを仕分けもって導入もせんといけませんので、そういう面、造林、再造林にしましても作業がまた楽になると思いますから、結構価格も高いかと思うんですが、ぜひ検討をお願いします。

○議長（岩本誠生君）まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）答弁させていただきます。

澤田議員ご指摘のとおりでありまして、やっぱり林業の施業地のほうに枝葉とかそういうものが残っていた後の再造林の妨げになるということで、やはり林業事業者のほうはできる限りはそういうものをのけて次の展開、再造林につなげていきたいということで、そういう動きが広がっておりますので、そういうところは町としても支援をしていきたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）ほかにありませんか、質疑は。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）森林整備計画としては、これで本当にいいんじゃないかと思いますが、やはりこれを実行する、絵に描いた餅にならないためには、この再造林推進プランの中にあります基本方針の中の3番目ですよね、造林の担い手の育成・確保というところ。この前もちょっと森林組合に行ったら、募集かけているけれども集まらないという話がありました。

その（3）番のところですけども、主な取組と書いてあるからその他もあるとは思いますが、この4つ書いてある方法というのは、町の、町というカウエイト、希望者がいたらというようなイメージの人材確保の仕方ですよ。育てるという観点が少し弱いのかなと。いなければ、例えば今やっている協力隊だとかいろんな方法がありますけれども、やはり育てるというところに重点を置いた担い手、人材確保ということを用意上でやっていただきたい。単なる計画倒れにならないようにしていただきたいと。少なくとも森林組合が募集をかけたなら、それが充足できるというような人材育成をしないと、やはり将来的にいろんな森林を管理するところにも障害が出てくると思いますので、その運用面において特に人材育成について注意して、この計画外のことでも検討も含めてやっていただけたらと思いますが、これからの取組について所見を聞かせていただけたらと思います。

○議長（岩本誠生君）田岡まちづくり推進課長。

○まちづくり推進課長（田岡明君）お答えをさせていただきます。

議員ご指摘のとおりだと思います。このような計画を策定いただいておりますけれども、やはりそれを現場で施業される人材確保が一緒に伴わないと、計画も絵に描いた餅になりかねませんので、林業人材の育成というのはやはり大きな課題であるという認識であります。

本町におきましては、現在地域協力隊林業班が6名、ちょっと2名ほど卒隊をされて、引き続き自伐林家で残っていただけます2名をのけた6名、そして今年令和6年度中には3名程度の協力隊林業班の増員を目指しております。本町でも林業の担い手、既に本山町内で林業で活躍されておられる方がいろんな情報発信をしていただいで、全国から協力隊の林業班のほうにも入ってきていただいでおられる流れができておりますので、そのような流れをうまく生かしながら、そのような方がそれぞれ担い手となって、ここで書いております林業の様々な施業、仕事がございますので、そういう仕事を担っていただいで、自立された林業経営ができるように、行政も支援を図っていきたくと思います。

以上、答弁とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）ほかにありませんかね。

（「なし」の声あり）ないようですので、質疑を終わります。

討論の申出はありませんか。

(「なし」の声あり) なしと認めます。

議案第45号 本山町森林整備計画の改定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第45号 本山町森林整備計画の改定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立、全会一致であります。

したがって、議案第45号 本山町森林整備計画の改定について、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

ちょっとあと追加議案もあつたり、それからまだやり残しがありますけれども、3時になりましたので10分間休憩します。暫時休憩します。

休憩 15:00

再開 15:11

○議長(岩本誠生君) 休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど留保いたしました議案に戻りたいと思います。

~~~~~

日程第36. 議案第41号 本山町公の施設の指定管理者の指定について(アウトドアヴィレッジもとやま)

○議長(岩本誠生君) 議案第41号 本山町公の施設の指定管理者の指定について(アウトドアヴィレッジもとやま)についての質疑というところから始めさせていただきます。

質疑についての執行部の答弁で止まっておりますので、執行部の答弁を求めたいと思います。

中西政策企画課長。

○政策企画課長(中西一洋君) アウトドアヴィレッジもとやまのビジターセンター内の支出内訳のその他の2,068万4,371円の内訳の説明をさせていただきます。

ビジターセンターの中では、まず通信費として58万3,000円、衛生費として60万円、リース代として349万9,000円、販売促進費として376万3,000円、広告宣伝費として197万9,000円、各種手数料として103万4,000円、それから外部委託代として57万3,000円、それから保険保安費用として189万5,000円、それから旅費交通費として152万2,000円、車両の燃料代で9万2,000円、それから修繕費として35万1,000円、それで、先ほど私の説明がちょっと悪かったんですが、本部業務の中の経費として479万3,000円です。本部経費としまして、まず、施設全体の収支の管理に関わる経費というものがございます。それから、毎月なんです報告データ

の分析ということで、毎月の人数、売上げなどに係る部分ですが、月次データや来場者数のデータというものの報告データの分析の経費、それから先ほど広告宣伝費のほうの話をさせていただきましたが、そのための本部による経営戦略というところの経費、それから施設の運営管理の、これ修繕のところを含めますが施設全体の運営管理経費、そして予約システムなどのパソコンシステムですね、こういったシステムの管理経費というものが入っております。以上、2,068万円の内訳となります。

以上、説明とさせていただきます。

○議長（岩本誠生君）暫時休憩します。

休憩 15:15

再開 15:31

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

質疑を続行します。質疑ある方は。

4番、松繫美和さん。

○4番（松繫美和君）このモンベルの指定管理の問題については、私も過去議会で2回質問して、最初的时候には、そもそも指定管理施設はどういうものかという話をした際に、公の施設を直接行政がやるよりも、住民の福祉の促進と公共サービスの質を向上させる、これが第一の目的であると、これは総務課長も答弁してくれていたことがありますが、そういうことだというふうに言われました。そのことに対して、モンベルをやることによって住民サービスの向上はどうかと言われたときに、そのときは町長は、銭湯もなくなると、共同浴場もないと、レストランもないと、そして宿泊施設もない、そういう意味では町民にとって有益な公共施設になるんだという話をされましたね。

ところが、この指定管理の200万円の売上げの話をしたときには、いや、むしろこれは私が企業誘致じゃないかと言ったら、性格は企業誘致だということをもう性質的にはそうなんだということを町長が答弁されましたね。

やっぱりそうなんです。企業誘致なのに指定管理者制度を使ってやる、ここに無理が私はやっぱりあると思うんです。指定管理でやるならやるらしく公共の施設の目的、これを見失わないように、住民の福祉の増進ですね、目的は、そして財政もどう見ていくかということでは、行政目的どおりに予算が執行されているかどうか、これで見なければならぬ。しかし、企業誘致であれば、また見方が違いますよね。だから、やっぱりそれは最初から無理があったんだろうと思いますので、一定どこかで整理をして考え方を整理していかなと、指定管理のままこのモンベルやるというのには絶対無理がある。

それから、最初的时候も私が、プラスとマイナスで足らん分を指定管理をしていくんですかと言ったら、いや決してそうではないと言ったけれども、結果としてそうなっているということですので、それはやっぱりおかしいでしょう、やり方としては。

ということで、ちょっと皆さんがこのお金が多いとか少ないとか言うときに、私がまた根本の話をするものですからちょっと話を混ぜるようになるかもしれませんが、やはり考え方はそこへ戻らんと解決は根本的にせんと思いますので、そういうことを私は意見として述べますので、この間、町長が最初は指定管理でやる意義があると言いながらも企業誘致と言ってきたその経過がありますので、町長のほうでもちょっと整理してみてください。

以上です。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）一面では企業誘致のような形、それは雇用につながったり、この本山の魅力発信とかということも含めて、地域経済の波及効果も含めて、そういう面もあると思います。

ただ、私はこのアウトドアヴィレッジもとやまについては、交流人口の拡大とか、この嶺北本山町のそういう観光資源を活用していくということで、それが地域の経済に波及していくと、波及しなければならぬとも思っていて、まちなかの活性化の取組を始めた一つは、これは住民の皆様もまちなかでつながってもらいたいと思っています。せっかく6万、7万の皆さんが本山町を訪ねてくれていると、そういうところでこのアウトドアヴィレッジもとやまの目的は、そのおいでの方が本山町の地域に波及する効果がなければ町民の皆さんの認知もなかなか得られないだろうということがありましたので、今まちなかの活性化の取組なんかも始める考え方の一つには、そういう考え方をしておりました。

ということで、まちなかにこのアウトドアヴィレッジもとやまの効果が波及していくように取組を進めていくと、そういうことで本山町の住民の皆様にもモンベルの価値を理解してもらおうとともに経済効果の波及なんかを感じていただけるということに取組を進めたいということで始めたというか、私はそういう思いでこのアウトドアヴィレッジもとやまを位置づけて、本山町の取組の一つに位置づけて事業を進めているわけでございます。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）1点確認させていただきます。この資料は本山町で作った資料なのか、それとも指定管理者側で作った資料なのかということ、まず第1点確認させていただきたいと思います。

なぜかという、これ結局赤字が、2,400万円の指定管理料を入れることによってゼロになるという、指定管理料2,400万円をもらうためのこれ資料なんですよ。だから、それを中身がおかしい何じゃ言っても、これゼロにするために指定管理者が作ったんであれば、そのためのこれ資料ですから。

だから、我々は2,200万円から2,400万円の指定管理料を上げた全員協議会でしたときは、水道光熱費が上がっている分を200万円増やしましょうという、産業土木は認識なんですよ。それを指定管理者のほうで2,400万円に合わせるために作った資料

だったら、この資料は一切意味のない資料なんですよ。だから、逆に言ったら、課長、こういう資料は出す必要は、なまじ混乱を起こすためだけの資料ですよ。

だから、そうじゃなくて、今年度の見通しもないから、2,200万円から水道光熱費上がった分の200万円を増やしましたと。ほいで、黒字になるように指導して、3月で締めた決算が出たら必ず議会に対して報告しますだけでいいんですよ。これ2,400万円ありきの資料で、これを幾ら中をしても意味がないじゃないですか。

だから、これ町が作ったんじゃないんでしょう。それを1点確認させていただきたいと思います。

○議長（岩本誠生君）中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）指定管理の公募に当たって資料をいただいたときの向こうが作った資料になります。公募先が作った資料になります。

当初予算のときに、実際に240万円というのを積算を私しておりました。その中で公募かけた中で最終的に200万円という数字になっているというところです。

予算上は、さきに私のほうで積算したときは240万円ぐらい電気、ガス、水道が上がるというような積算になっていました。その上で、公募の後に公募先と話をしながら、選定委員会のところで200万円という最終的な数字になった。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）だから、その説明だけでいいんですよ。この資料要らないんですよ。選定委員会でも水道光熱費が240万円上がって、2,200万円から2,240万円にせないかんのが、選定委員会で200万円、総勢2,400万円になった、それだけでいいじゃないですか。

だから、なまじ時間をかけて混乱させる資料は、私は出す必要がなかったと思います。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）今9番議員が意見を述べられました。私も同感です。一時はある程度私どもも納得しておりました。また、今この資料で説明されたら、ますます分かなくなったというのが正直なところです。

1回は、選定委員会に当たっての電気料なんかが上がっておるといようなお話、それは最近のいろいろな物価高騰等の背景で納得はしておりました。ただ、突然ここにその他ということで2,000万円余りの数が来れば、これ2,400万円という指定管理料と対比したときにかなりの混乱を招いたということで、これを幾らここで論じても少し何かますます分からないような議論になるので、ある程度、先ほど言った金額の明細がある程度口頭で言ってあるのであれば、その詳細を1回いただいたら、それを見て私なりに考えてみます。

○議長（岩本誠生君）高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）ちょっと今回の指定管理者を募集した経緯について、ちょっと説明させていただきたいと思います。

今回の指定管理者を募集する際には、指定管理料は示しておりません。その中でこのモンベルさんが指定管理をするのには2,400万円できるといふこと、そういう資料でありますので、そういうことをちょっとお知らせしておきます。

○議長（岩本誠生君）ちょっと説明がおかしい。あのね、指定管理料は行政が積算するものです、指定管理料は。向こうからこれだけ要るけれどもということではない。

高橋副町長。

○副町長（高橋清人君）すみません、指定管理料は指定しておりませんでしたけれども、議員全員協議会のほうでこちらからお示した金額があったと思いますけれども、町としてはその金額以内でということをお腹に持っておりましたので、そういう金額以内ということでお答えしておきます。

○議長（岩本誠生君）皆さん、ご理解いただけましたでしょうか。

一応議論が尽くせたということであれば、質疑を終結したいと思います。よろしいですか。もし分からなければ、続けていただいて結構ですが。ありますか。

7番、中山百合さん。

○7番（中山百合君）本当に今、吉川議員が言ったみたいに、この前協議会したときには2,400万円というので、私たちもある程度、中の詳細は分からなかったというか、モンベルさんと行政がちゃんと見てちゃんとして決めたんだと思ったけれども、本当にこれ出されたら本当にどうしたらええかというように迷うばかりで、ここで言われんかも分からんけれども、賛否を問うたらどんなになるのかなと思って怖さもあったりして、自分は、議長が質疑ないんですか、討論はないんですか、はい、そしたら採決しますと言ったときに、私はもうちょっとこの部屋から出ていきたいという気持ちです。そうしないと、これが否決されたら、本当にこのモンベルさんも本当に困るし、結局これで通しても、これがずるずると、何かそういう心配がすごくあるので、吉川さんが言ったみたいに、この前の協議会で200万円増えたんですよというだけ、本当に今もこれ出たから仕方ないけれども、よかったんじゃないかと思えます。

それで、もし賛否をするんだったら、ちょっと出ていくようにします。すみません。ごめんなさい、すぐやないけれども、何か言いたかったもので。

○議長（岩本誠生君）今出された資料は、あくまでも収入と支出の差額を指定管理に適応、載せたとしか見えないから、疑問がみんなあるわけですよ。2,400万円は必ず要るんだという、うちの指定管理料としてやっておれば、あとはその収支出すのは向こうの仕事だから、向こうでやってもらうべきだったということですけどね。ああしたのを持ってきて2,400万円を指定管理という記載をしているから、ちょっと分かりにくくなっていると、こういうことだと思いますが。

ここで、もう一回暫時休憩します。

休憩 15:45

再開 15:55

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

議論も大分出尽くしたようでありますので、質疑を終結したいと思います。異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）では、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第41号 本山町公の施設の指定管理者の指定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

（「議長」の声あり）

○4番（松繁美和君）私は、この判断できませんので、退室させてください。

（4番議員、5番議員、退室）

○議長（岩本誠生君）この表決は起立によって行います。

議案第41号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（アウトドアヴィレッジもとやま）は、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立多数、全員ですね、2名のけて8名ですね。賛成多数であります。

したがって、議案第41号 本山町公の施設の指定管理者の指定について（アウトドアヴィレッジもとやま）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第38. 議案第43号 本山町地域公共交通計画の策定について

○議長（岩本誠生君）日程第38でございましたが、議案第43号 本山町地域公共交通計画の策定については、既に議題として上程をいたしておりますので、直ちに補足説明をしていただきます。補足説明を求めます。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 15:57

再開 15:58

○議長（岩本誠生君）では、休憩前に引き続き会議を開きます。

補足説明を求めます。

中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）以上で補足説明を終わります。

これより質疑を許します。

質疑はありませんか。

9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）説明ありがとうございます。

まず、冊子のほうの73ページ、74ページということで具体的な目標ということを書かれてございます。まず、コミュニティバスの利用者数を増加するとか公的資金の投入額を減少するとかというふうなことを書かれていますので、一昨日、昨日、同僚議員のほうからもコミュニティバスの路線の延伸をしてはどうかというような話がございました。この計画は計画としまして、やはり将来的な目標に合致した同僚議員の一般質問であったかと私は聞いておりました。その点につきまして、執行部のほうとしましてはどのような対応をするかについて、ちょっとお尋ねいたします。

○議長（岩本誠生君）執行部答弁、中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）5か年の計画になっております。ただ、昨日議員からのご指摘もありますし、9番議員のおっしゃるとおりで、この5か年の間にでも必要に応じて、空白地と言われる利用者さんがおられるようでしたら運行の変更ということは考えていきたいと、検討しながら前へ進めていくという表現はちょっとあれですが、住民の皆様の生活の足になるよう取り組んでいきたいと思っています。

以上です。

○議長（岩本誠生君）9番、吉川裕三さん。

○9番（吉川裕三君）ありがとうございます。

町長、そのような解釈でよろしいでしょうか、お尋ねします。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）先ほど課長が申しましたとおり、高齢者や障害者の方々など、いわゆる交通弱者と言われる方が本山町でもおられます。そういった公共交通の空白地域、路線バスなんかがない空白地域に、このコミュニティバスを運行することで足を確保し、通院や買物だけじゃなくて、場合によっては他地域へ、この中にも出ておりますけれども、例えば町の中から乗って吉延の棚田を見にいくとか、そういうところまでこの公共交通、このさくらバスを活用して行って、路線で2人以上平均出ると国費の対象にもなったというところもございまして、そういう意味での町費の節減にもなりますので、ぜひこの利用をいろんな形で利用率を上げて、このさくらバスの路線を維持していきたいと。空白地域を解消するためにも、その都度これまでも路線の変更をしてまいりましたが、これからもそういうことを考えていきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）ほかに。

3番、永野栄一さん。

○3番（永野栄一君）この概要のところ、一番最後6の事業進捗についてということで記されていますが、ここには、計画期間内は毎年6月に開催する地域公共交通会議において事業評価を行い、必要に応じて改善の取組を推進するとあります。6月だけ、1回だけというのは、やはり改善をしていくにはちょっと物足りないんじゃないかなと。半年に1回とか評価をしながらやって、改善ができるところはどんどん改善をしていって、便利のいい、利用しやすいようなコミュニティバスにやっていく必要があるんじゃないかと思いますが、この年に1回、6月にこだわらず事業改善をやっていくべきだと思いますが、その点について町はどのように考えているか、答弁願いたいと思います。

○議長（岩本誠生君）中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）お答えします。

毎年6月というのを、まずちょっと説明させていただきたいです。これ、公共交通におきますと、10月から9月運行の1年間という考え方があります。6月のときに開催して、10月のときに改定するような流れというふうになっています。

永野議員さんが今おっしゃられたとおり、とはいいいながら、例えばどこそこにこういった方がおって例えば運行を変えたいと、そういった話がもしあれば、必要に応じて担当のほうから聞くというか情報を収集しながら、半年に1回にはなるんですが、そのタイミングで運輸局のほうに提出して、改善にかかっていくような努力をしていきたいと思っています。

以上です。

○議長（岩本誠生君）ほかにありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）ちょっと利用される方のやっぱり利便性向上、なかなかコミュニティバス、タクシー、路線バス等非常に大事なことでありますが、その中でやっぱり事業承継問題が起きておると思われます。根本になるやっぱり会社を存続してもらわんといかんですが、その対策も非常に急がれるんじゃないかと思われます。何も運行が止まってしまうと、非常に町民の利便性、全ての打撃が非常に大きくなるんじゃないかと思われますが、町のほうとしてはどのような支援というか、後継等を探しておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）中西政策企画課長。

○政策企画課長（中西一洋君）ちょっと計画の中身というところではないんですが、恐らく運行会社の中でいわゆるハイヤー業をやられる方かと思います。ここは実際具体的な町として取り組んでいるわけではありません。特にはないんです。ただ、今まで商工会のほうからも事業承継の話など聞いております、金融機関のほうからもそういった話がありました。具体的にどうするこうするという話はまだできてないんですが、そういった相談がもしあれば、町としてもできる支援というものは限られますが、今後の運行の、例えばさくらバス一つとってもその業者さんがやられているので、そういったことにも継承というか、その事業者さんがなくなることによってのデメリットも大きいので、そういったこと

もあります。具体的支援策としては持ってないんですが、そういった相談があれば、できる範囲で相談に乗っていきたいと考えています。

以上です。

○議長（岩本誠生君） 8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）この公共交通計画の中、やっぱり事業承継とか出ておったので、やっぱりそこは町としてももっと危機感持っておかないと、それこそ利便性向上とかいろいろ書いてあっても事業者が止まってしまったら、もうなかなかすぐにどこか参入というのも難しいのではないのかね。やはりもうちょっと危機感を持って取り組むことが非常に、何ぼ計画しても運行ができなかったら何にもならぬので、そこもうちょっとやっぱり危機感持ってやらんと。なかなか全部止まったみたいになったら、やっぱり間に合わなくなるんじゃないのか。そこらやっぱりもっと真剣に取り組まんと、この公共交通計画の中でも出とったので、やっぱりこれはやっぱり危機的なことだねと思って問うたけれども、まるで他人事みたいな感じやけ、なかなか元の根本が崩れるんじゃないかというふうに心配されるんで。もうちょっと危機感持ってやっぱり公共交通計画とか取り組まんと、町のやっぱり持っている危機感はこれぐらいのものなのかなねと思うから、非常にやっぱり捉え方が弱いんじゃないかと思われませんが、お伺いします。

○議長（岩本誠生君） 執行部答弁、澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

議員ご指摘のとおり、やはり公共交通を受けていただいて、地域で安心を守っていただける業者は非常に重要だというふうに思っております。私どもも連携して、その維持に取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑はありませんか。

1番、澤田康雄さん。

○1番（澤田康雄君）50ページにありますが、収支率が3.6%ですかね、余りにも低いですし、今目標値も4%以上となっております。それと、定期の利用者数ももうちょっと大きめに目標を立てたらどうかと思います。

それと、満足度を見ましても、60%以上が満足傾向というのは大変低いと思うんですが、個人的にも。満足度がこれぐらいあるものかと今見て思ったんですが、やはりそういう面で、どういうところで満足ができていないかということもやっぱり分析をして、やっぱり満足度がもう100%に近づくぐらい、やっぱりお客さんが喜んでもらえるようなやっぱりせないかんと思うんですが、そのところをお聞きします。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

収支率、これは利用してもらわなくてはならないので、やはりこちらからのバスの利用に対する広報も大事だというふうに思います。車社会でほとんどの方が自家用車で、ふだんの足はもう自家用車になっていますけれども、こういったコミュニティバスを維持して

いくためにもぜひ利用もしていただきたいということで、先ほど言いました通院や買物だけじゃなくていろんな利用方法があると思いますので、この利用率を上げていく方策も重要だというふうに思います。

満足度の問題ですけれども、やはり週に1度ということになっておりますので、そういったところで週に2度とか3度あったらいいということもあるかもしれませんが、なかなかそこまでこの路線を維持するためには何路線というか台数も増やしたりとか、いろんな制約もございますので、そういったことも見合わせながら、皆さんの希望に少しでも添えるような運用をしていきたいというふうに考えております。

ぜひとも利用をしてもらえる方策もこちらも考えていきたいし、なかなか全てに満足にならないかもしれませんが、皆さんのご意見なんかも聞きながら、このコミュニティバスの運用に取り組んでまいりたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄さん。

○1番（澤田康雄君）よろしくお願ひします。

それから、先ほど町長も言いましたが、棚田を見にいくとか、前も僕も提案したことがあるんですが、やはりコミュニティバスの利用者を見ますと、郡部から町へ病院とか買物に行く人がほとんどで、逆に町から郡部へも何か誘いをできるような何かことができれば、往復お客が増えるということで少しでも増えると思うんですが、そういう対策も必要じゃないかと思うんですが、お聞きします。

○議長（岩本誠生君）澤田町長。

○町長（澤田和廣君）お答えします。

この計画の中にもそういったことがうたわれておりますけれども、そういう利用方法も広げていきたいというふうに思っております。そういうことで利用の拡大に図っていきたいと。

どうしても高齢者の方とか、移動が少なくなってくると行動範囲が狭くなるということでは、いわゆるフレイル予防とかミニデイへの参加とか、そういった健康づくりも含めてこのさくらバスを活用していただけるように、町のほうもそういう仕掛けといいますか、そういうことも考えていかななくてはならないんじゃないかというふうに考えております。それも含めて、この計画の中に含まれておったと思います。そういう活用をして、皆さん外へ足を踏み出していただくと、健康づくりという面でも、このさくらバスを使っていたきたいというふうに考えております。

○議長（岩本誠生君）1番、澤田康雄さん。

○1番（澤田康雄君）そういう面で町から郡部までも、今ミニデイをやっておりますが、各地区で、そういうところでミニデイ同士の交流なんかにも町バスを利用しながらやっばりほうぼうのミニデイを参考にするとか、ほかのミニデイへ行って交流するとか、そういうときにコミュニティバスを精いっぱい利用して、時間も各自広報して、ミニデイ同士の交流にもなりますし、そういうときにそういうコミュニティバスで往復するとか、時刻表

見ながらちょっと滞在をしてもらって、そういうミニデイ同士の交流にも一役さくらバスを利用したらと思うんですが、そういうところも取り入れてもらったと思うんですが、お願いします。

○議長（岩本誠生君）町長。

○町長（澤田和廣君）そういうことも踏まえて、計画の策定にはそういういろんな福祉関係の皆さんも参加していただいておりますので、そういうことなんかもこの計画に反映されております。

ぜひそういうことにも活用できればということに取り組んでまいりたいというふうに思います。

○議長（岩本誠生君）ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようですので、質疑を終結します。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第43号 本山町地域公共交通計画の策定についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第43号 本山町地域公共交通計画の策定については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第43号 本山町地域公共交通計画の策定については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程追加の件

○議長（岩本誠生君）ここで、先ほど町長から議案の追加提出がございましたので、この際上程して本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、議案第46号 工事請負契約の変更についてを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

それでは、資料を配付してください。

暫時休憩します。

休憩 16：21

再開 16：26

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

先ほど休憩前に追加議案のことについて議長から言いましたけれども、その部分については発言を取り消しまして、改めてここで発言をさせていただきます。

~~~~~

#### 日程追加の件

○議長（岩本誠生君）ただいま町長から議案の追加提出がありました。この際上程し、本日の日程に追加し、直ちに議題といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、追加日程第1、議案第46号 工事請負契約の変更についてを日程に追加し、議題とすることに決定をいたしました。

ここで、資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 16:27

再開 16:28

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

事務局に追加議案名を朗読させます。

事務局長。

○事務局主監（上村有美君）（別紙のとおり朗読）

○議長（岩本誠生君）朗読を終わります。

~~~~~

追加日程第1. 議案第46号 工事請負契約の変更について

○議長（岩本誠生君）追加日程第1、議案第46号 工事請負契約の変更についてを議題といたします。

補足説明を許します。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明があれば、補足説明を求めます。

前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）（別紙のとおり補足説明）

○議長（岩本誠生君）補足説明を終わります。

これより質疑を許します。質疑はありませんか。

8番、大石教政さん。

○8番（大石教政君）大変な工事と思われませんが、今現在どれぐらいのおよその進捗になっておるのか、お伺いします。

○議長（岩本誠生君）建設課長。

○建設課長（前田幸二君）現状は、地元の説明等も済みまして資材の搬入、これから現場のほうへ入っていくような形になります。

以上です。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

5番、白石伸一さん。

○5番（白石伸一君）1月、2月の臨時議会であったんですけども、この185日延ばすことによって工費の関係とか、そういったものの変更とかというのは予想されないんですか。例えば、これたしか8,800万円というふうな形の工事というふうにお聞きしていますが、これが1億円になったりするようなことはないのでしょうか。

○議長（岩本誠生君）前田建設課長。

○建設課長（前田幸二君）工事につきましては当初の費用でありますけれども、不測の事態が発生しない限りは、ほぼ契約額ぐらいでいけるとは思っております。

ただ、工事についてはいろんなことが起こりますので、増減いろいろあるとは思いますが、はっきり上がるとか下がるとかというのはなかなか言えないところで、変更がありますということはおっしゃっていただきたいと思っております。

○議長（岩本誠生君）よろしいですか。

ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）ないようにありますので、質疑を終わります。

これより討論を行います。討論はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

議案第46号 工事請負契約の変更についての採決を行います。

この表決は起立によって行います。

議案第46号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに賛成の諸君の起立を求めます。

起立全員、全会一致であります。

したがって、議案第46号 工事請負契約の変更については、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

#### 日程第41、本山町選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第41に入ります。日程第41、本山町選挙管理委員

及び選挙管理委員補充員の選挙を議題といたします。

地方自治法第118条第1項の規定により、本山町選挙管理委員及び選挙管理委員補充員の選挙を行います。

お諮りします。選挙の方法については、地方自治法第118条第2項の規定により、投票もしくは指名推選によることとされていますが、指名推選によって行いたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、選挙の方法は、指名推選で行うことに決定をいたしました。

お諮りします。指名の方法については、議長が指名することにいたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、議長が指名することに決定をいたしました。

資料配付のため、暫時休憩します。

休憩 16：37

再開 16：37

○議長（岩本誠生君）休憩前に引き続き会議を開きます。

資料、お手元に到着していると思います。

指名する方を読み上げさせていただきます。住所は省略いたします。

選挙管理委員には、前田恭男さん、永野武夫さん、川田敏彦さん、井川ゆみ子さん、以上の方を指名いたします。

お諮りします。ただいま議長が指名いたしました方を選挙管理委員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、ただいま指名をいたしました4名の方が選挙管理委員に当選をされました。

続いて、選挙管理委員補充員について指名をいたします。

岩崎照明さん、泉祐司さん、金子佳子さん、古田宜子さん、以上の方を指名をいたします。

お諮りします。ただいま指名いたしました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、4名の方が順番どおり選挙管理委員の補充員に当選をされました。

岩崎照明さん、泉祐司さん、金子佳子さん、古田宜子さんであります。以上、当選されました。

~~~~~

日程第42. 発議第1号 議員派遣の件（案）

○議長（岩本誠生君）続いて、日程第42. 発議第1号 議員派遣の件（案）を議題といたします。

提案者に発議第1号 議員派遣の件の提案並びに提案理由の説明を求めます。

6番、上地信男さん。

○6番（上地信男君）（別紙のとおり議案提案理由説明）

○議長（岩本誠生君）6番、上地信男さんの提案並びに提案理由の説明を終わります。

賛成者において説明があれば、これを許しますが、別にありませんかね。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

（「なし」の声あり）質疑ないようでありますので、質疑を終わります。

討論の申出はありませんか。

（「なし」の声あり）なしと認めます。

これより発議第1号 議員派遣の件（案）の採決を行います。

この表決は起立によって行います。

発議第1号 議員派遣の件（案）は、原案のとおり決定することに賛成の諸君の起立を求めます。

全員起立であります。

したがって、発議第1号 議員派遣の件（案）は、原案のとおり可決することに決定をいたしました。

~~~~~

日程第43. 議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件

○議長（岩本誠生君）続きまして、日程第43、議会運営委員会の閉会中の所掌事務調査の件を議題といたします。

議会運営委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元にお配りしました本会議の会期日程等議会の運営に関する事項について、閉会中の継続調査の申出があります。

お諮りします。委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）異議なしと認めます。

したがって、委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

日程第 4 4. 総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会、更新住宅建設等の調査特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件

○議長（岩本誠生君）日程第 4 4、総務常任委員会、産業土木常任委員会、議会広報編集常任委員会、水資源対策特別委員会、更新住宅建設等の調査特別委員会の閉会中の所管事務調査・付託事件調査の件を議題といたします。

各常任委員長及び各特別委員長から、お手元に配付したとおり、本山町議会会議規則第 7 3 条第 1 項の規定に基づく、所管事務調査に係る通知書が提出されております。また、各常任委員長及び各特別委員長から、本山町議会会議規則第 7 5 条の規定により、所管事務の調査事項及び付託事件の閉会中の継続調査の申出があります。

ここで、お諮りします。各常任委員長及び各特別委員長からの申出のとおり、本件については閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、各常任委員長、各特別委員長からの申出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定をいたしました。

~~~~~

○議長（岩本誠生君）お諮りします。本定例会の会議に付されました事件は、全て終了いたしました。したがって、会議規則第 7 条の規定によって、本日をもって閉会をいたしたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）ご異議なしと認めます。

したがって、本定例会は本日で閉会することに決定をいたしました。

なお、閉会前に町長より発言を求められておりますので、これを許します。

澤田町長。

○町長（澤田和廣君）議会 3 月定例会の閉会に当たりまして、一言ご挨拶を申し上げます。

今回本議会に提出しました条例議案 2 0 件、令和 6 年度一般会計予算など予算議案 1 4 件、そしてその他の議案 6 件、追加議案 1 件につきまして、ご審議の上、適切な議決をいただきまして、誠にありがとうございました。

また、一般質問で皆様からご指摘などをいただきましたことにつきまして、今後の行政執行に生かしてまいりたいと存じます。また、貴重なご提言等もいただいております。すぐに取り組みめることは取り組んでまいりたいというふうに考えております。

特に本年元旦に発生しました能登半島地震を受けて、防災対策に対する備えを改めて強く認識させられたところでございます。

また、人口減少対策や少子化対策など喫緊の課題も山積しておりますし、都市部においては賃金のアップなど景気回復傾向にあるというふうに報道もされておりますけれども、地方ではその実感は乏しく、引き続き日用品や燃料、肥料や飼料、資材の高騰などにより住民の皆様の生活や産業を圧迫しております。

そうしたことにも思いを寄せまして、新年度に向かい令和6年度の予算執行にも留意をしてみたいと存じます。町民の皆様や議員の皆さんのご支援もいただき、町長以下職員一同、知恵と力を結集してまちづくりに全力で取り組んでまいります。

さて、春本番が目前となってまいりました。まだまだインフルエンザも流行しておりますし、新型コロナウイルス感染症も同様でございます。

議員の皆様におかれましては、ご自愛の上、ますますご活躍されますようご祈念を申し上げます。言葉足りませんが閉会の挨拶とさせていただきます。長時間にわたりまして熱心なご審議を賜りまして、誠にありがとうございました。

○議長（岩本誠生君）閉会に当たりまして、私のほかからも一言ご挨拶を申し上げたいと思います。

明日まで会期を取っておりましたけれども、皆さん方のご協力によりまして短縮をいたしまして、本日閉会を迎えることができました。会議に対します皆さん方の議事進行のご協力、誠にありがたく感謝を申し上げます。

町長からもお話がありましたように、非常にこの頃、インフルエンザ、それからコロナ等で、特に気候の不順な関係もありまして体調を狂わす人が多いわけでございますが、どうかくれぐれもご自愛をいただきたいと思います。

本議会では、もう皆さん方ご案内のとおり、元旦の震災を受けて非常に熱心に防災関係の質問が多く出たことは印象深いところであります。確かに災害が起こってまいりますとそれに我々は目を向けるわけですけれども、いつ起こるかも分からないということで、日常通じて防災に対する心構えとか対応とかというものが必要であるということを考えましたときに、本山町こぞって、これからもずっと申し上げたように防災のまち本山と言われるぐらい防災に力を入れて、いざ震災等が来た場合でも一名の犠牲者も出ないような、そういう町にしていかなければならないと思うところでございます。

議会にあっては、先だって災害対策本部の設置要綱等もつくりまして、議会も災害関係については積極的に関与していく、そして参加していくという体制を整えたところがございます。そういう意味におきまして、本議会は誠に意義があったというふうに感じるところでございます。

また、4月に入りますと、早速に各集落を回ります議会報告会がございます。そのテーマも、今回のようなそれぞれ一般質問にありましたように防災をテーマにした形で巡回をすることになっております。この間、防災についての認識を一層また深めていただいて、住民の皆さん方と有意義な意見交換ができますことを期待をいたしております。

とりあえず全ての議案が無事可決になりまして議会が終わったこと、感謝申し上げます。

て、簡単でございますが閉会に当たってのご挨拶といたします。

それでは、本日、令和6年第3回本山町定例会をこれをもって閉会といたします。

お疲れさまでした。ありがとうございました。

令和6年3月14日

午後 4時50分 閉会

上記のとおり会議の経過を記載して、その相違のないことを証するためにここに署名する。

議 長

署名議員

署名議員